

山形市成年後見センターだより

こんにちは！！山形市成年後見センターです！！

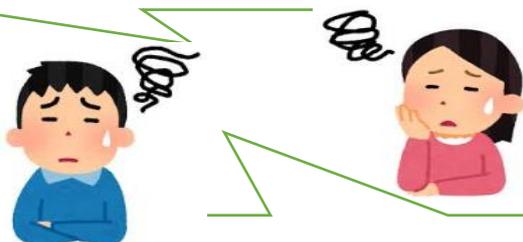
現在、山形市社会福祉協議会では法人後見97名受任し、市民後見人7名の市民後見監督人を務めております。

今月より令和5年度市民後見人養成基礎講習が始まりました。新たな市民後見人候補の皆さんに出会えるのが楽しみです！ご興味のある方はぜひセンターへお問い合わせください♪

☆☆☆よくある相談☆☆☆

～後見相談立ち寄り所～

Q.親族が高齢となり、金銭管理や身の回りの支援が必要になり、一人で生活することに不安が大きくなっている。遠方からすべて手伝うには限界がある。必ず後見制度を利用しないと生活できなくなるのですか？



Q.後見制度を申し立てるときのタイミングはいつ頃がいいのでしょうか。

お問い合わせが多かった相談内容を紹介します！！

A.遠方にお住まいの方で全てを支援するのは難しいと思います。本人の判断能力によっては福祉サービス利用援助事業を利用し、住み慣れた所で生活できるよう支援することができます。必ずしも後見人を申立てないと生活できないというわけではありません。



A.後見制度の申立ては、本人の判断能力低下について医師より意見が記された専用の診断書が必要ですので、その頃申立てを行うことになります。判断能力がなくなる前に決めておきたい場合は任意後見制度がありますのでご検討ください。

誰もが安心して暮らせるまちづくりとして、皆様の不安に寄り添い、丁寧な対応を心がけております。
ご来所でのご相談は事前予約をお願い致します。(後見センター674-0680)

職員一同



市民後見人・生活支援員さんありがとう！！

☆市民後見人基礎講習スタート☆

今年度も9月より講習が始まりました♪

後見制度についてはもちろん、福祉制度や支援時に活用できるよう施設実習や事例検討など幅広いプログラムを受講しています！！

山形市では、何らかの理由で判断能力等が低下しても市民が地域でその人らしい生活を送れる福祉のまちづくりに取り組んでいます。その中で、成年後見制度を活用し、制度の普及啓発を行う協力者、親族や専門職ではなく、研修等で必要な知識や技術、心構え等を身につけ、判断能力が不十分な方を同じ市民という立場で後見人として支援する「市民後見人」を養成するために、受講生を毎年募集しています。



どんなお仕事を
しているの？

市民後見人は社協が監督人となり、後見人の役割を担います。

また、市民後見人基礎講習を受講した方は生活支援員として福祉サービス利用援助事業の利用者さんの支援も行っております！！実際に訪問しながら、同じ市民として身近な生活のサポートを行っています！！

☆もしもの時に備えてのポイント☆

いつでもご相談ください！！

任意後見制度

ステップ 1

自己管理

判断能力あり

ステップ 2
物忘れてもまだまだ元気！

ステップ 3

手続き等が難しいなあ。どうしよう。

ステップ 4

自分が望むように最後まで管理してほしい。

後見制度申立て

ステップ 5
後見制度利用！！

福祉サービス利用援助事業の利用ができます。

判断能力なし

